

国立大学法人横浜国立大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

国立大学法人横浜国立大学の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたって、他の国立大学法人、国家公務員、類似事業を実施している民間法人や独立行政法人等のほか、国・地方公共団体が運営する教育・研究機関のうち、常勤職員数(本学約1,000人)や教育・研究事業で比較的同等と認められる、医学系学部を有さない国立総合大学等を参考とした。

(1) 国立大学法人埼玉大学…当該法人は、医学系学部を有さない同じ国立大学法人として教育・研究事業を実施している(常勤職員数約740人)。公表資料によれば、令和5年度の長の年間報酬額は19,413,000円であり、公表対象年度の役員報酬規程に記載された本俸額等を勘案すると、19,413,000円と推定される。同様の考え方により、理事(常勤)については14,750,000円、理事(非常勤)については、2,160,000円、監事(常勤)については13,879,000円、監事(非常勤)については2,160,000円と推定される。

(2) 事務次官年間報酬額…23,235,000円

② 令和6年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

国立大学法人横浜国立大学では平成16年の国立大学法人化より、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び当該役員の在職期間における業績等を勘案し、学長がその職務実績に応じ、期末手当額を100分の10の範囲内で増減することができると規定している。

③ 役員報酬基準の内容及び令和6年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額及び期末手当から構成されている。月額については、国立大学法人横浜国立大学役員給与規則に則り、俸給月額(968,000円(12月からは979,000円))に地域手当(135,520円(12月からは137,060円))を加算して算出している。期末手当についても、同規則に則り、期末手当基準額(俸給月額+地域手当+俸給月額×100分の25+俸給月額及び地域手当の月額に100分の20の割合を乗じて得た額)に6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、令和6年度では、給与法指定職に準拠した期末手当支給率が年換算で月間給与の3.425月分となった(前年度から年間0.075ヶ月分引き上げ)。

理事

法人の長と同様の規則に基づき支給しており、副学長を兼ねる理事の俸給月額は820,000円(12月からは829,000円)、地域手当は114,800円(12月からは116,060円)と、副学長を兼ねない理事の俸給月額は708,000円(12月からは716,000円)、地域手当は99,120円(12月からは100,240円)と定めている。なお、令和6年度では、給与法指定職に準拠した期末手当支給率が年換算で月間給与の3.425月分となった(前年度から年間0.075ヶ月分引き上げ)。

理事(非常勤)

非常勤である役員の報酬支給基準は、月額給与のみで構成されており、その俸給月額は当該役員の勤務形態等を考慮して学長が定めることとしている。

監事

法人の長と同様の規則に基づき支給しており、俸給月額は708,000円(12月からは716,000円)、地域手当は99,120円(12月からは100,240円)と定めている。なお、令和6年度では、給与法指定職に準拠した期末手当支給率が年換算で月間給与の3.425月分となった(前年度から年間0.075ヶ月分引き上げ)。

監事(非常勤)

非常勤である役員の報酬支給基準は、月額給与のみで構成されており、その俸給月額は当該役員の勤務形態等を考慮して学長が定めることとしている。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和6年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 18,741	千円 11,660	千円 5,395	千円 1,632 (地域手当) 54 (通勤手当)			※
A理事	千円 16,079	千円 9,876	千円 4,569	千円 1,382 (地域手当) 251 (通勤手当)			※
B理事	千円 13,667	千円 8,528	千円 3,945	千円 1,193 (地域手当) 0 (通勤手当)		3月31日	
C理事	千円 14,215	千円 8,528	千円 3,945	千円 1,193 (地域手当) 548 (通勤手当)	4月1日		◇
D理事 (非常勤)	千円 5,669	千円 5,400	千円	千円 269 (通勤手当)			
E理事 (非常勤)	千円 1,884	千円 1,800	千円	千円 84 (通勤手当)	4月1日		※
A監事	千円 6,087	千円 3,540	千円 1,947	千円 495 (地域手当) 104 (通勤手当)		8月31日	*
B監事	千円 7,217	千円 4,988	千円 1,199	千円 698 (地域手当) 332 (通勤手当)	9月1日		※
C監事 (非常勤)	千円 768	千円 750	千円	千円 18 (通勤手当)		8月31日	
D監事 (非常勤)	千円 1,068	千円 1,050	千円	千円 18 (通勤手当)	9月1日		

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄の「◇」は役員出向者であることを、「*」は退職公務員であることを、「※」は独立行政法人等の退職者であることを、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

国立大学法人横浜国立大学は、建学以来の理念(実践性、先進性、開放性、国際性)に加え、一人一人の在り方を尊重し合う多様性を基本的な精神とし、常に世界水準の研究を育みつつ、地域の諸課題に柔軟かつ機動的に対応して新たな「地方の時代」を牽引するとともに、地球規模の課題解決に向け光彩を放ちうる「知の統合型大学」となることを目指し、学長のリーダーシップの下、多様な学術知・実践知を動員し、自治体、産業界、市民等の多様なステークホルダーと国内外を問わず分野を越えてオープンに連携することで、新たな社会・経済システムの構築やイノベーションの創出・科学技術の発展において中心的な役割を果たすべく、様々なミッションに取り組んでいる。

このような中で、学長は、教職員数約1,000名(常勤)の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属教職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬約3,600万円と比較した場合、これを大きく下回っており、また、事務次官の年間給与額約2,300万円と比べても下回るものとなっている。

本学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものとしている。

これは、他の医学系学部を有さない国立総合大学の長の報酬水準と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や上記の比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると判断している。

理事

国立大学法人横浜国立大学には3名の理事(常勤)があり、学長のリーダーシップの下、それぞれが企画・評価・人事担当、財務・経営戦略担当、施設マネジメント・リスク管理・特命事項担当として学長を補佐し、法人の業務を掌理している。
 本学では、理事(常勤)の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、理事(常勤)の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものとしている。
 理事(常勤)の年間報酬額は他の医学系学部を有さない国立総合大学の理事(常勤)の報酬水準と同水準となっている。
 こうした職務内容の特性や上記の比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると判断している。

理事(非常勤)

国立大学法人横浜国立大学には2名の理事(非常勤)があり、学長のリーダーシップの下、それぞれが産学公連携担当、法務・コンプライアンス担当として学長を補佐し、法人の業務を掌理している。
 理事(非常勤)の報酬支給基準は月額給与のみで構成されおり、この俸給月額は、他の医学系学部を有さない国立総合大学の理事(非常勤)の報酬水準と同水準となっている。
 こうしたことから、報酬水準は妥当であると判断している。

監事

国立大学法人横浜国立大学には1名の監事(常勤)があり、本学の業務全般についての監査を行っている。
 監事(常勤)の報酬支給基準は、他の医学系学部を有さない国立総合大学の監事(常勤)の報酬水準と同水準となっている。
 こうしたことから、報酬水準は妥当であると判断している。

監事(非常勤)

国立大学法人横浜国立大学には1名の監事(非常勤)があり、本学の業務全般についての監査を行っている。
 監事(非常勤)の報酬支給基準は月額給与のみで構成されおり、この俸給月額は、他の医学系学部を有さない国立総合大学の監事(非常勤)の報酬水準と同等の水準以下となっている。
 こうしたことから、報酬水準は妥当であると判断している。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考える。

4 役員の退職手当の支給状況(令和6年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当者なし	年	月			
B理事	千円 1,798	年 2	月 0	3月31日	1.0	
理事 (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
A監事	千円 7,482	年 8	月 5	8月31日	1.0	*
監事 (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			

注:「前職」欄の「◇」は役員出向者であることを、「*」は退職公務員であることを、「※」は独立行政法人等の退職者であることを、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。

5 退職手当の水準の妥当性について

【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
B理事	当該理事は、財務担当理事として予算策定や補正予算等の編成など、本学運営の根幹となる財務に関わる担当業務を着実に遂行したのに加え、本学で初となる経営戦略担当理事として、これまでに経済界等で積み重ねてきた学外の知見を取り入れつつ、健全経営の視点で大学運営の在り方を更新するための足掛かりの構築に大きく貢献した。 これら担当業務に対する貢献度と国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案した上で、経営協議会の議を経て、当該理事の業績勘案率を1.0と決定した。
理事 (非常勤)	該当者なし
A監事	当該監事は、本学の業務運営状況、業務執行状況及び会計処理状況の実態を把握し、関係法令等に基づく適正な執行状況等について監査を行うという法人における監事としての役割を全うするとともに、ガバナンス体制、大学運営体制の強化等についても幅広く意見を述べるなど、本学の業務の適正かつ効率的な運営を確保することに大きく貢献した。 これら担当業務に対する貢献度と国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案した上で、経営協議会の議を経て、当該監事の業績勘案率を1.0と決定した。
監事 (非常勤)	該当者なし

【文部科学大臣の検証結果】

在職期間における法人及び個人の業績などを考慮すると、役員の退職手当の水準は妥当であると考ええる。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

国立大学法人横浜国立大学では平成16年の国立大学法人化より、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び当該役員の在職期間における業績等を勘案し、学長がその職務実績に応じ、期末手当額を100分の10の範囲内で増減することができると規定している。
今後も外部評価の実績等に基づいて増減措置ができるよう、本制度を継続していく。

Ⅱ 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

国立大学法人横浜国立大学の職員の給与水準を検討するにあたって、他の国立大学法人等、国家公務員のほか、令和6年度職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別(本学約1,000人)・職種別平均支給額を参考にした。

(1) 国立大学法人埼玉大学…当該法人は、医学系学部を有さない同じ国立大学法人として教育・研究事業を実施しており、法人規模についても同等(常勤職員数約740人)となっている。

(2) 国家公務員…令和6年4月現在において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額405,378円となっており、全職員の平均給与月額は414,801円となっている。

(3) 職種別民間給与実態調査において、当該法人と同等の規模や職種の4月の平均支給額は505,000円となっている(本学職員の職種別平均年齢をもとに比較)。

なお、運営費交付金の人件費総枠の中及び員数により教職員の人件費管理を行い、その枠組みの中で適切な人員配置に努め、また、各教職員に対し業績評価に基づいたインセンティブとして、勤務成績に応じた5段階に区分された昇給及び勤勉手当を活用することとしている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

運営費交付金の人件費総枠の中及び員数により教職員の人件費管理を行い、その枠組みの中で人事評価又は教育研究業績等を踏まえ、業績給に当たる勤勉手当の成績率の判定を行っている(個人ごとの勤勉手当額は年間給与総額に対して約12%)。当法人においては、法人設立の平成16年度から本制度を導入し、月給制の職員全員が対象となっている。

また、業績評価に基づく年俸制を適用する教育職員(大学教員)については、平成27年度から月例給の一部に業績給相当分を含む年俸制度を導入し運用を続ける一方、令和2年度からは業績給を月例給とは別に支給する新たな年俸制度を導入し、以降の新規採用者に対しては原則としてこの制度を適用している。

③ 給与制度の内容

国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則に則り、俸給及び諸手当(扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、義務教育等教員特別手当、宿日直手当、管理職手当、大学院手当、特別支援学校教員手当、クロスアポイントメント手当、研究代表者手当)及び賞与(期末手当及び勤勉手当)としている。

期末手当については、期末手当基準額(俸給+扶養手当+大学院手当+特別支援学校教員手当+地域手当等)に6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の125を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基準額(俸給+大学院手当+特別支援学校教員手当+地域手当等)に勤勉手当に関する取り扱い要項に定める基準に従って決定される割合を乗じて得た額としている。

④ 給与制度の令和6年度における主な改定内容

令和6年度では、期末手当・勤勉手当における管理職加算の枠組みの拡大(事務系課長職を対象に追加)を実施するとともに、給与法等の改正に準拠した改定として、令和6年12月1日付けで①俸給表の改定(平均+3.0%)、②期末手当支給割合の引き上げ(年間0.05月分)、③勤勉手当支給割合の引き上げ(年間0.05月分)を実施した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和6年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 650	歳 48.7	千円 8,868	千円 6,350	千円 175	千円 2,518
事務・技術	人 233	歳 45.2	千円 6,579	千円 4,793	千円 166	千円 1,786
教育職種 (大学教員)	人 331	歳 53.7	千円 10,846	千円 7,678	千円 190	千円 3,168
教育職種 (附属高校教員)	人 20	歳 38.6	千円 7,680	千円 5,620	千円 141	千円 2,060
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 66	歳 38.8	千円 7,392	千円 5,408	千円 147	千円 1,984
その他医療職種 (医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
再雇用職員	人 11	歳 63.3	千円 3,930	千円 3,313	千円 177	千円 617
事務・技術	人 11	歳 63.3	千円 3,930	千円 3,313	千円 177	千円 617
非常勤職員	人 7	歳 49.9	千円 5,036	千円 3,667	千円 208	千円 1,369
事務・技術	人 4	歳 48.8	千円 3,846	千円 2,798	千円 151	千円 1,048
教育職種 (大学教員)	人 3	歳 51.5	千円 6,622	千円 4,825	千円 285	千円 1,797
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。

注2:以下の区分及び職種は、該当者がいないため省略する。

- ・常勤職員のうち医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)
- ・在外職員
- ・任期付職員
- ・再雇用職員のうち教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)
- ・非常勤職員のうち医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)

注3:「技能・労務職種」とは、調理師、自動車運転手、用務員等を指す。

注4:「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注5:以下の区分及び職種については該当者がそれぞれ1人のため、当該個人に関する情報が

特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、全体の数値からも除外している。

- ・常勤職員のうちその他医療職種(医療技術職員)及びその他医療職種(看護師)
- ・非常勤職員のうち技能・労務職種及びその他医療職種(看護師)

注6:「年間給与額」は、時間外手当を除く給与の額

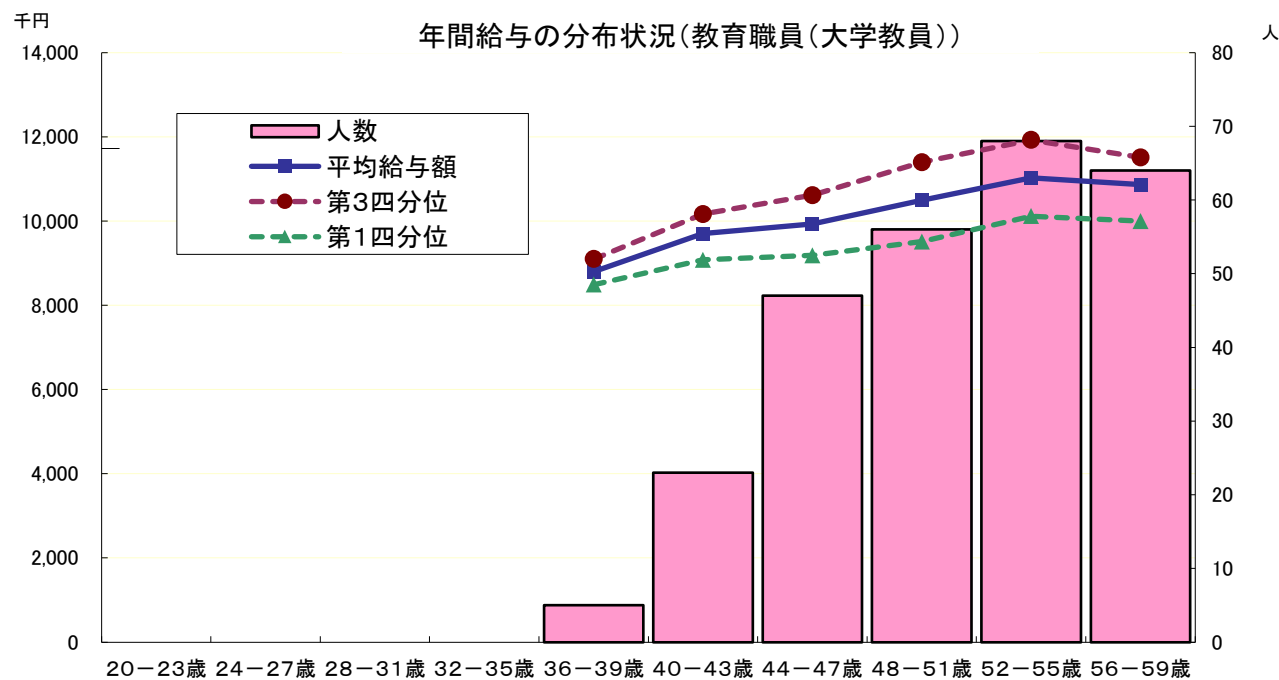
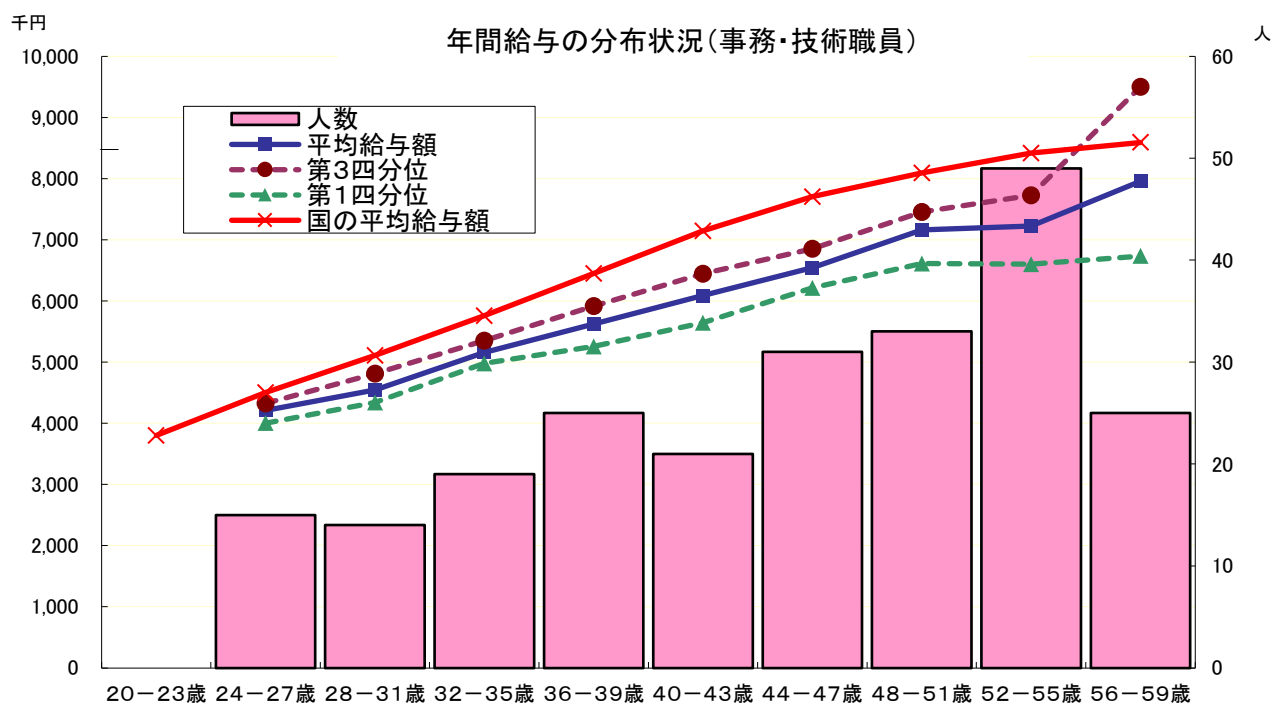
〔年俸制適用者〕

区分	人員	平均年齢	令和6年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	うち通勤手当
常勤職員	人 119	歳 43	千円 8,747	千円 6,781	千円 194	千円 1,966
教育職種 (大学教員)	人 119	歳 43	千円 8,747	千円 6,781	千円 194	千円 1,966
任期付職員	人 48	歳 47.2	千円 6,118	千円 6,118	千円 76	千円 0
事務・技術	人 9	歳 61.1	千円 4,030	千円 4,030	千円 179	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 39	歳 44	千円 6,600	千円 6,600	千円 52	千円 0

注：以下の区分及び職種は、該当者がいないため省略する。

- ・常勤職員のうち事務・技術、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)
- ・在外職員
- ・任期付職員のうち医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)
- ・再雇用職員
- ・非常勤職員

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))〔在外職員、任期付職員、再雇用職員及び年俸制適用者を除く。以下、④まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
代表的職位	人	歳	千円	千円
部 長	6	55.7	10,401	10,973 ～ 9,865
課 長	22	54.6	8,926	9,921 ～ 7,927
副課長	28	51.9	7,442	8,057 ～ 6,804
係 長	94	47.6	6,517	7,317 ～ 5,177
主 任	39	40.6	5,410	6,751 ～ 4,838
係 員	44	33.8	4,625	5,780 ～ 3,903

注：・「課長」には課長相当職である「事務長」を含む。

・「副課長」には、副課長相当職である「副事務長」、「専門員」及び「技術専門員」を含む。

・「係長」には、係長相当職である「専門職員」及び「技術専門職員」を含む。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
代表的職位	人	歳	千円	千円
教 授	237	55.0	11,331	15,621 ～ 9,093
准教授	72	48.9	9,345	10,762 ～ 8,055
講 師	7	57.1	8,644	9,274 ～ 8,056
助 教	5	56.7	7,480	7,705 ～ 7,323
助 手	10	51.4	7,122	7,354 ～ 6,797

④ 賞与(令和6年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 52.3	% 52.5	% 52.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 47.7	% 47.5	% 47.6
	最高～最低	% 57.5～43.4	% 53.5～43.4	% 55.6～43.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 54.5	% 54.5	% 54.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 45.5	% 45.5	% 45.5
	最高～最低	% 51.2～41.9	% 51.2～41.9	% 51.2～42.0

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 52.1	% 52.0	% 52.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 47.9	% 48.0	% 47.9
	最高～最低	% 57.2～43.0	% 57.2～43.1	% 57.2～43.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 54.4	% 54.3	% 54.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 45.6	% 45.7	% 45.7
	最高～最低	% 53.5～42.1	% 53.4～42.2	% 53.5～42.1

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 87.7 ・年齢・地域勘案 88.4 ・年齢・学歴勘案 86.7 ・年齢・地域・学歴勘案 88.0 (参考) 対他法人 102.1
国に比べて給与水準が高くなっている理由	
給与水準の妥当性の検証	(法人の検証結果) 上記のとおり対国家公務員指数はいずれも100未満であり、以下に示す本学の財務状況及び職員構成等並びに前述の本学と同様に医学系学部を有さない国立総合大学の給与水準や本学と同等の規模や職種の民間企業の給与水準を勘案すると適切な給与水準であると判断している。 【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合48.5%】 (国からの財政支出額9,411百万円、支出予算の総額19,408百万円:令和6年度予算) 【累積欠損額0円(令和5年度決算)】 【管理職の割合12.0%(常勤職員数233名中28名)】 【大卒以上の高学歴者の割合78.4%(常勤職員数232名中182名)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合42.8%】 (支出総額18,547百万円、給与・報酬等支給総額7,943百万円:令和5年度決算) (文部科学大臣の検証結果) 法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)) 当該法人は、国家公務員の給与、他の国立大学法人の給与及び民間企業の従業員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていきたい。
講ずる措置	今後も国家公務員の給与水準を考慮し、社会一般の情勢等を勘案した適切な給与水準の維持に努める。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 105.9

注:上記比較指標は、法人化前の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、令和6年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

4 モデル給与

事務・技術職員

(扶養親族がいない場合)

○ 22歳(大卒初任給)※22歳のみ地域手当を含めず算出

月額 220,000 円 年間給与 3,403,000 円

○ 35歳(主任)

月額 313,000 円 年間給与 5,191,000 円

○ 50歳(課長)

月額 526,100 円 年間給与 8,754,000 円

※ 扶養親族がいる場合には、ひと月あたり扶養手当(配偶者6,500円(一般職8級以上の者は3,500円)、子1人につき10,000円)を支給

教育職員(大学教員)

(扶養親族がいない場合)

○ 27歳(博士修了初任給)

※ 年俸制適用者のみのため省略

○ 35歳(准教授)

月額 458,500 円 年間給与7,963,000 円

○ 50歳(教授)

月額 584,800 円 年間給与10,285,000 円

※ 扶養親族がいる場合には、ひと月あたり扶養手当(配偶者6,500円(大学教員5級の者は3,500円)、子1人につき10,000円)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

月給制の教職員に対して、業績給に当たる勤勉手当の成績率の判定を行っている(個人ごとの勤勉手当額は年間給与総額に対して約12%)。

また、業績評価に基づく年俸制を適用する教育職員(大学教員)については、平成27年度から月例給の一部に業績給相当分を含む年俸制度を導入し運用を続ける一方、令和2年度からは業績給を月例給とは別に支給する新たな年俸制度を導入し、以降の新規採用者に対しては原則としてこの制度を適用している。

Ⅲ 総人件費について

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 7,971,780	千円 7,760,940	千円 7,943,294	千円	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 878,755	千円 543,100	千円 669,557	千円	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,926,629	千円 2,059,131	千円 2,297,781	千円	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 1,426,245	千円 1,440,633	千円 1,481,353	千円	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 12,203,410	千円 11,803,806	千円 12,391,987	千円	千円	千円

注: 中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

注: 「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減の要因について

- ・給与、報酬等支給総額 対前年度比 2.3%増
人事院勧告に準拠して俸給表改定や期末・勤勉手当支給率の引上げがあったことなどによる。
- ・最広義人件費 対前年度比 5.0%増
上記による給与、報酬等支給総額の増加に加え、これに伴う非常勤職員(常勤職員の俸給表に連動して給与単価が改定)の給与増や退職手当支給額の増加などによる。

IV 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

事務・技術職員、教育職員(大学教員)の定年年齢は65歳である。

なお、事務・技術職員については、令和5年6月に定年年齢を60歳から65歳に引き上げた。定年年齢の引上げに伴い、事務・技術職員については、60歳に達した管理監督職の職員は非管理監督職に降任する制度を設けているほか、職員の基本給について61歳に達する年度から7割水準とすることとした。

V その他

特になし